

平成21年 第3回

猪名川上流広域ごみ処理施設
組合議会（臨時会）会議録

平成21年6月4日開会

平成21年6月4日閉会

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

目 次

◎応招議員	1
◎審議結果	2
◎第1日会議録（6月4日）	
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席を求めた者	4
○事務局職員	4
○議事日程・付議事件	5
○会議の顛末（速記録）	6～33
----- 開 会 -----	
議長あいさつ	6
管理者あいさつ	6
議員の出欠報告	7
----- 開 議 -----	
諸般の報告	7
日程第1 議席の指定	7
日程第2 会議録署名議員の指名	7
日程第3 会期の決定	7
日程第4 報告第1号	7
日程第5 報告第2号	28
日程第6 議案第11号	29
日程第7 同意案件第1号	30
管理者あいさつ	31
議長あいさつ	31
----- 閉 会 -----	

+

+

+

+

第3回 猪名川上流広域ごみ
処理施設組合議会（臨時会）

応 招 議 員

審 議 結 果

+

+

+

+

+

員 議 招 応

1番	福	田	長	治	2番	松	田	恭	男
3番	梶	田	忠	勝	4番	前	田		貢
5番	谷		義	樹	6番	美	谷	芳	昭
7番	安	田	忠	司	8番	宮	坂	満	貴子
9番	久	保	義	孝	10番	岩	田	秀	雄
11番	今	中	義	明	12番	岩	城	重	義
13番	新	賀		保	14番	植	村	壽	雄
15番	秋	元	美	智子	16番	黒	田	美	智
17番	平	岡		讓	18番	西	谷	八	郎治

(18名)

+

+

審 議 結 果

議案 番号	議案名	提出 年月日	議決 年月日	議決 結果	備考
議案 11	平成21年猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正 予算(第2回)	21. 6, 4	21. 6, 4	可決	
同意 案件 1	監査委員の選任について	〃	〃	同意	

+

+

+

第 1 日 会 議 録

+

平 成 2 1 年 6 月 4 日

+

+

+

+

◎ 出席議員

1番	福田	長治	2番	松田	恭男
3番	梶田	忠勝	4番	前田	貢
5番	谷	義樹	6番	美谷	芳昭
7番	安田	忠司	8番	宮坂	満貴子
9番	久保	義孝	10番	岩田	秀雄
11番	今中	喜明	13番	新賀	保
14番	植村	壽雄	15番	秋元	美智子
16番	黒田	美智	17番	平岡	讓
18番	西谷	八郎治			

(17名)

◎ 欠席議員

12番 岩城重義

+

◎ 説明のため出席を求めた者

管 理 者	大 塩 民 生
副 管 理 者	池 田 勇 夫
副 管 理 者	真 田 保 男
副 管 理 者	中 和 博
会 計 管 理 者	篠 木 満 司
事 務 局 長	水 越 保 治
次 長 (総 務 担 当)	渡 部 秀 男
兼 総 務 課 長	
次 長 (施 設 管 理 担 当)	井 上 功
兼 施 設 管 理 課 長	

◎ 事 務 局 職 員

書 記	小 竹 温 彦
書 記	住 野 智 章

◎ 議事日程・付議案件

日 程 番 号	議案番号	議 案 名
1		議席の指定
2		会議録署名議員の指定
3		会期の決定
4	報 告 1	平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算の継続費繰越計算書の報告について
5	報 告 2	平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算の事故繰越し繰越計算書の報告について
6	議 案 11	平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第2回）
7	同 意 案 件 1	監査委員の選任について

+

◎会議の顛末（速記録）

開 会 午前10時00分

○議長（岩田秀雄君） 猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会臨時会を開会いたします。

初めての議場での開会となります。また気分も新たに取り組んでまいりたいと思います。よろしく
お願いいたします。

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本臨時会は2件の報告事項の後、補正予算、また監査委員の選任同意を審議する重要な議会であり
ます。議案の内容につきましては、後ほど管理者から説明がございますが、議員各位の綿密周到なご
審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう、念願するものでございます。

本議会のご審議にご精励くださいますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます
す。

初めに、能勢町議会において5月14日に役員改選が行われ、新たに組合議員が選出されておられ
ます。新たに選出された議員の皆様、各自自己紹介をお願いいたします。

それでは、議席の新しい方からお願いできますでしょうか。

○5番（谷 義樹君） 能勢町の谷 義樹です。どうかよろしくをお願いいたします。

○6番（美谷芳昭君） 能勢町的美谷でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○11番（今中喜明君） おはようございます。能勢町の今中でございます。前期と引き続いて、また
ご厄介になるわけです。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 次に、管理者からごあいさつをいただきたいと思います。

管理者。

○管理者（大塩民生君） 皆さんおはようございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げ
させていただきますと思います。

本日、ここに平成21年第3回の猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会臨時会を招集いたしました
ところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらず、ご参会をいただきました。
まことにありがとうございます。皆様のご精励に対しまして深く敬意を表するところでございますし、
本日、新しいこの議会ということでございます。今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

本日の会議の内容につきましては、報告事項の後、補正予算、監査委員の選任の同意でございます。
諸議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご
審議いただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。大変簡単でございますけれども、開
会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） まず、本日の議員の出欠をご報告いたします。

ただいまの出席議員数は17名であります。欠席の届け出のあった者、岩城重義議員であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

まず、諸般の報告をいたします。地方自治法第121条の規定により、理事者の出席を求めていますのでご報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（岩田秀雄君） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員は、現在着席していただいております議席とし、議長において指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（岩田秀雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名であります。

議長において、18番西谷八郎治議員、1番福田長治議員を指名いたします。

+

日程第3 会期の決定

○議長（岩田秀雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日4日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（岩田秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

日程第4 報告第1号

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第4、報告第1号、平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算の継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより当局の説明を求めます。

管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、報告第1号、平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算の継続費繰越計算書の報告につきまして説明をいたします。

これは、地方自治法第212条の規定による平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算の継続費の繰越額を定めましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものがあります。

その内容は、報1-2の計算のとおり、第3款衛生費、第1項清掃費の土地造成工事におきまして、平成20年度予定をした工事の未了部分について、平成20年度年割額を一部、平成21年度に繰り越したもので、20年度年割額1億3,197万2,000円のうち、1,625万9,000円を繰り越しました。これは、土地造成工事に伴う構内附属施設整備工事において雨水対策工事の工作物製作に時間を要し、継続費最終年度の20年度に業務が完了しなかったことから繰り越したところであります。

以上で報告を終わります。何とぞよろしく願いをいたします。

○議長（岩田秀雄君） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 済みません、座ったままで失礼いたします。

今、管理者の方から説明があった部分なんですけれども、もう少し詳しく中身についても教えていただいて、予定とのずれがどれぐらいであったのかというようなことの経過報告も含めて、これで一応完了ということになりますので、そのあたりのことを詳しく教えていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） これは土地造成工事に伴う構内附属施設整備工事というものでございまして、継続費としておりました土地造成工事の最終の工事でございます。施設工事完了を受けて、後、全体を見渡す中で、これまでの土地造成工事でなされなかったものを補完するという部分でございます。主な工事といたしましては、事業地の境界ぐいの設置、それから工事中に濁水処理機を備え沈砂池としておりました南北と東、3つございます池につきまして、工事終了後、雨水の調整池とするための調整池附属工事、また、危険箇所の転落防止さくの設置、あるいは雨水、側溝の溝ぶたやスクリーンの設置などを行いました。そういうことで、この工事をしたわけでございますけれども、一応、12月に工事が終わったということで、12月に基本的に起工を起こしました。そういう形で入札、一般競争入札の手続等も踏みまして、2月13日に入札を行い、契約に至りました。今回の繰り越しにつきましては、南側調整池スライドゲートの作成に時間を要したものでございまして、予測では、これは1カ月程度で作成できるものというふうな形で踏んでおりましたけれども、ちよっ

と2カ月半というふうな形になって、予想外に時間を要しました。そういうことで、変更いたしましたは、3月31日完工ということで計画を立てておりましたけれども、これを5月29日まで期日を変更しております。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 今、南側の部分で1カ月の予定が2カ月半かかったという、思ったよりものとか、2カ月半ですから、2.5倍ほどかかっているという、その要因というものが明らかになっているようだったら、その部分を一つ。

それから予算としては、予定どおり、予算内で終わってるという部分ですけれども、予定どおりというふうに踏んでよろしいのかどうかという確認の2点だけお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） これにつきましては、1カ月でできる、基本的にはその担当者でそういう形で計画を立てて、12月起工で、工事が終わりましたから、工事が終わったいうんですか、本体工事が終わってから、見て、12月の起工というふうな形になって、1カ月程度での、これにつきましては工場製作でございますけれども、できるというふうな形で踏んでおったということでございます。若干、契約をしてから、そういう形で判明をいたしましたので、ちょっと1カ月と踏んでた分が何で2カ月半かかるかという部分につきましては、こちらは予測外という形でございます。そういう形でちょっと時間が伸びたものというふうに考えております。

それで、予算の関係でございますが、実はここにつきましては、若干工事の内容も変更してございます。そういう形で増額というふうな形の変更契約をしたところでございます。ただ、いわゆる継続費という部分、5年間の継続費で組んでおりました、その継続費の中では十分その範囲内でできているというところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 工場製作に思ったよりも時間がかかった。予想外と言いながら、おくれた原因を、いわゆる契約側からは聞いていないということなのかどうか。ちょっととても微妙というか、何か不思議な感じがするんですが、本来なら1カ月で済むはずだったものが2カ月半もかかったという部分ですね、ちょっとそこを教えてください。

それから、予算の増額部分でいくと、ちょっと詳しい内容等も教えていただけますでしょうか。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 実は、7月ぐらいの、このゲート等についての調べをしたということでございます。そのときは、基本的には1カ月ぐらいで、一般の業者の部分で1カ月ぐらい

でできるのではないかというふうな形を聞いたということでございます。ただ、実は、この2月、年度末という部分もあろうかというふうには考えておりますけれど、そういう形で業者から、やはりちょっと時間がかかるというふうな形で聞いて、担当者といましては、何でそんなにかかるんかというふうな形で業者にも問い合わせたということでございますけれども、どうしてもそういう形で、工場製作がかかるということになりました。そういうことで、こういう期間変更ということでございます。

それから、変更契約でございますが、変更契約につきましては、ちょっと南側調整池の工事で、若干足場工の工法変更ということでやっております。そういうことで、足場をきっちり組んで、スライドゲートをつけるというふうな変更契約をつけておまして、そういうことで、全体としましては、90万7,200円ほど、その工事の変更によって増額をしているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 最後に1点だけ。12月に工事が完了をして、その後、一般競争入札という説明をなさいました。2月に業者から2カ月半ぐらいかかるんやというようなことを聞いたということなんですが、もともとこの一般競争入札のときに、年度内に工事を終わってほしい旨を伝えて業者選択をされているのではないかと思うんですが、そのところだけ確認させてください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） いわゆるこの土地造成工事、先ほどもちょっと内容を申しましたけれど、いろんな形の工事が入っております。いわゆるスライドゲートをつくるという工事を発注したわけではありません。いわゆるこれは土木の専門の業者に、土木をする業者の一般競争入札をかけたところでございます。当然、その業者も工期、3月31日までという当初の計画の部分で予定表も出しておりました。そういうことで、そこがそういう工場製作をするところに発注をすると、そういうふうな形になったというふうな形でございますので、基本的には、当然、当初は3月31日までの工期で工事を完成するという計画表もちろん出ております。そういう形でしたけれども、工場製作の部分で、ちょっと間に合わないというふうな形に後でなったということでございます。そういうことで繰り越しをさせていただいた部分でございます。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。

前田議員。

○4番（前田 貢君） お願いですけれども、事故繰りのこの計算書ですね、自治法の関係の施行規則ではこのとおりやと思うんですが、こういう大きなごみ処理のプラントですね、極端に言うたら僕素人で全くわからないんですよ。普通の行政職の予算書であればある程度わかるんですけども、もう少し、先ほど質問あったみたいなんですけれども、この4,500万円の内訳を一括で上げんと、目までいうか、

もう少しこういうところでこうなったということの説明書きを別途出すことは可能じゃないんですかね。余りにもね、これわからへんですわ。そら僕がわからへんかわかりませんがね、もう少し、こういう大きなプラントの工事、これからも管理体制がありますけどもね、もう少し議員にわかるような説明を、もっと何か出す方法を考えてもらえんですかね。わからんですわ、これ。質問せんと。質問するいうても、することがわからんですわ、はっきり申し上げてね。そういうところのやっぱり配慮は必要じゃないかなと思いますね。こういうプラントというのは、各市町村、小さいのは持ってますけど、こないでかい物を経験したこともないし、実際に勉強するいうてもわかりづらんですよ。もう少し、わかるような形のを説明書きいうのは、予算もそうですけども、つけることは不可能なんですかね。その辺、ちょっと考えてほしいんですが。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 議案書の形として、これが最適かどうかということであろうかと思うんですけれども、議案書の形と、また別途参考資料というふうな出し方ということも考えられなくはないというふうに思いますので、そのあたりはまた地方自治法上のいろんな規定なんかも見ながら考えてまいりたいと思います。

○議長（岩田秀雄君） 前田議員。

○4番（前田 貢君） これに限らず、やはりもう少し、わかりやすいような説明をちゃんと書いていただくと、今局長がおっしゃったように、私たちにわかるように。私たちもやっぱり市民からの問い合わせがあるわけですね。だから、それについて、これだけやいうたって、これ説明のしようがない。私の能力を超えとるから、わからんですけども、やはりもう少し、一般の市民にもわかりやすいような、そういうふうな説明をつけてほしいなど。それは質問したら、それ書いて言うたらええんやと言われたら、それまでか知りませんが、そうじゃなくて、もう少し具体的に繰り越しのこういうことやというのをね、やっぱり別枠でもいいと思うんですよ。そういう親切いうか、配慮いうかね、法律どおりこうしたらそんでええと、見たらわかるんやと、そら数字はわかりますよ、内容もね、内容いうか、土地造成費。だけど、どうやわからへん。なぜ工事おくれたか。だから、もう少しわかるような説明を追加してほしいと、そういうことについて、お願いしときたいと思いますけども、これからたびたび補正予算が出てくるし、あると思いますので、わかりやすいような添付書類をひとつつけていただきたいと思うんですけども、もう1回、かちっとそういうのができるかどうか、局長、1回教えてくださいよ。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） この場でのご要望でございまして、私も今すぐどういう形がベストなのかということはお答えできる用意がございません。ただいまからそれを検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。

秋元議員。

○15番（秋元美智子君） 2点です。1点、今の工事ですが、5月29日まで延期したというお話でしたけど、これはまず終わってるのかどうかということと、もし終わってるならば、いつ終わったのか、完了したのかということをお尋ねします。

それともう1点ですが、やはりちょっと腑に落ちないのは、3月31日までにはできるということで業者は受けたわけですが、そこが延びてしまったと。事務局の方はそのあたり納得したのかもたしませんが、具体的にどういうところの工場製作がそんな時間かかったのか。土木業者としては、こういったことは専門家ですから、その見間違いがどういったところにあったのか、ちょっとまだ納得できないものがありますので、一体どういった製作物だったのかもあわせて2点お尋ねいたします。

○議長（岩田秀雄君） 井上次長。

○事務局次長兼施設管理課長（井上 功君） 工事の完了の件ですが、5月25日に完了の届けがありまして、5月29日に完了検査を実施しております。

それから、2点目のゲートの製作ですが、請負業者自体は土木業者でございまして、そういう機械物の製作を自分でできるわけではございませんので、その専門のメーカーに発注するところございまして、その専門のメーカーに発注した段階で今の時期はちょっと1カ月では無理というふうなことで、すぐさま、こちらの方へそういう答えが来たところでございます。

○議長（岩田秀雄君） 秋元議員。

○15番（秋元美智子君） ということは、このゲートは規格物じゃなくて、それだけの1点物というふうに理解したらいいんですか。

○議長（岩田秀雄君） 井上次長。

○事務局次長兼施設管理課長（井上 功君） そもそもこのゲート自体は、長さとか、高さとか、いろいろございまして、この分は一品一品の特注品というか、オーダー品でございます。

○議長（岩田秀雄君） 秋元議員。

○15番（秋元美智子君）

普通、こういったゲートというのは、その幅やら何やらに合わせてつくるから、1点物が普通だと思うんですけど、中には規格あるかもしれない。ただ、そのところで土木業者は何を見間違ったのか、そこあたりはどのように説明されてますか。ただ、自分たちが思ったよりもメーカーに頼んだら遅かったぐらいで済むんですか、普通、こういうようなものは。じゃあ、まあそうですねというふうな、お互いの優しさみたいなところの仕事なのかどうか、ちょっとこのあたりが理解できないんでね。やはり、ある面、大事な部分ですから、一日でも早くと思うのが普通だと思いますし、そういったと

ころでの出だしの、入札の時期が遅過ぎたのか、そういったこともあわせて、もうちょっと納得できるようにお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） まず、入札の時期でございますけれども、これは先ほどからご説明をしておりますとおり、工事が基本的に終わった後に必要な部分をやっております。それで、例えば、南側の調整池の関係のゲートの工事につきましても、これは先ほど説明しました、いわゆる沈砂池という役割から調整池というふうな形に変わります。そういうことで、沈砂池には、そのとき濁水処理機を備えておりました。その撤去を待ってから、つまり工事が終わって、その濁水処理機の撤去を待ってから工事にかかるというふうな形でございますので、これは起工が12月というふうな形で、もうやむを得ない部分でございます。それから入札、一般競争入札の手続をとったということでございます。そういうことで、これはその部分でやむを得ないということでございます。

それから、おくれた原因でございますけれども、これは基本的に工場製作の部分で、工場の繁忙、また閑散というふうな形の関係がございます。そういうことで、一般的には調べた時点では、大体1カ月ぐらいを要したら、このぐらいのゲートはできるだろうということございましたけど、ちょっと繁忙期に入ったというふうな形でございます。そういう時期が延びたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。

宮坂議員。

○8番（宮坂満貴子君） 契約書を見てないので、ちょっとわからないんですけども、契約の段階で、約束の期日までに工事が終了しない場合はペナルティーというのが業者に科せられると思いますが、その点はどうなっているのでしょうか。

それともう一つは、発注の段階で繁忙期に入ったので、工場側では、申し入れられた時点までに納品することはできないと言われたのか、それとも初めから、初めはこの時点で納入しますという契約があったにもかかわらず、製作段階でおくれるということがわかって、納期がおくれたというのか、どちらだったのか、その点を教えてください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 基本的に先ほどから申し上げておりますとおりでございますけれども、ここの工事をする業者は、これは土木屋さんのところ、まあ言ったら、土木関係の工事を基本的には発注をして、その一部につきましてゲートを設置するという部分はその契約の一部でございます。そういう形で、このゲートにつきましては、その土木屋さんがつくるわけではございません。そういうことで、工場発注という形で1カ月というのは、基本的にこちらがまあ言うなら、当初考えてる中で1カ月ぐらいでこのゲートはできるというふうな調べもさせていただいて、大体そ

ういう目安でこの契約をつくって、大体12月起工したら間に合うかというふうな形でございます。そういうことで、これは基本的にはこの業者の、いわゆる責めに帰す工事の延長ではございません。そういうふうな形で工事の期間の延長をさせていただいたところでございます。

ですから、基本的にはそういうことで、何ら、当初はこちらの思う中で予定表を書いて出してきたわけでございますけれども、やむを得ない事情ということで、工期の変更をしたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 宮坂議員。

○8番（宮坂満貴子君） 先ほどからお聞きしますと、土木の専門の工事業者さんだということで、ゲートは専門外であるということでしょうか。そのために、今、事務局の方が、こちらの方が大体1カ月でできるということをゲートの製作者さんに内々でお尋ねなされたところ、1カ月ぐらいでできるだろうというお話だったのかどうか、そのところがよくわからないんですけど、その1カ月の期限を設定したのは、こちらであったわけですか。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 基本的には、この契約につきましては、土木業者にいろんな土木関係の工事をしていただくという形で、土木業者をピックアップした中での一般競争入札というふうな形でさせていただきました。予定につきましても、3月末までの工期というふうな部分につきましては、こちらで基本的にそういう、工場製作を含めてできるだろうというふうな考え方をこちらで考えて、それで入札にかけたわけでございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 工期がおくれたということがあるんですが、これ何か支障がそれによってあったのか、それが1点と、この南側のスライドゲートというものは、何のためのゲートなのか、この2点ちょっとお伺いしたいです。

○議長（岩田秀雄君） 井上次長。

○事務局次長兼施設管理課長（井上 功君） 工期の延期による影響でございますが、2点目の何のためのゲートかという点からご説明申し上げますと、これは南側調整池、ご存じかと思いますが、非常に大きな調整池でございます。この平面地の雨水が全部集まる調整池でございます。もし、万が一何か事故があって、汚水が流れたとか、何か薬品が流れたとか、何か、万が一の事故が起こったときに、それが直接河川に流れないように、調整池の下り水といいますか、流れる出口をふさぐためのゲートでございます。

したがって、1点目の支障があったかどうかにつきましては、4月から本格稼働して、その間にそういう事故があったら、そういう対策が、水をとめる対策ができなかったということがございま

した。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） これやっぱり4月1日に合わせての工事の内容で、非常に重要なものだったということで、この辺のところ、どう認識されてるのかな、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 今、ゲートの持っているその役割というのは答弁させていただいたとおりでございまして、幸いにして工期がおくれまして、設置をされていない状況の中では、そういった事故もなく終わりましたので、よかったわけですがけれども、決しておくれたことで何ともないというふうなことではなしに、やむを得ず、先ほどからご説明させていただいておりますように、やむを得ずおくれたということもございますので、その点、結果的にはよかったということではありますけれども、決してそれは、それでおくれたことが事務局としても、何も感じていないということではなしに、やむを得なかったというふうな認識であります。

○議長（岩田秀雄君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 危機管理というところで考えますと、非常にちょっと危険な状態ということで、それで本格稼働していいのかどうかということまで詰めていけば、そういうふうな安全管理という部分の中では、判断的にそれがよかったのかどうかということをお問われるようなことだと私自身思うんですが、事故がまあまあ、たまたまなかったらよかったと。やむを得ず、間に合わなかった、それでも稼働を進めてしまったというようなことになってしまうわけなんですけど、こういう危機管理的な部分での事象にこれは当たるのか当たらないのか、どうお考えですか。少し伺いたいです。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） いろんな施設内で起こります事故等につきましては、後ほどまた議員総会でもご報告する内容がございますけども、そういった事故についての対応につきましては、一定、マニュアル等がございまして、報告するというふうなこともございますけど、この工事のおくれについては、そういった認識ではございませんでした。

○議長（岩田秀雄君） 松田議員。

○2番（松田恭男君） 今話聞いてまして、我々の民間としての考えでいいますと、1軒の家を建てようと、施主は家を注文して、契約するのは工務店ですね。工務店と契約するけども、その工務店はすべて一括、大体、よほどの専門的なことでない限りは一括して工務店が全部そういう処理するんですよ。ガス工事、電気工事、工務店自身にそんだけのお客さんがおるか、おらんかは別として、やっぱりその辺が考えつかんかった、その考えがつかないということに僕はちょっとおかしい、疑問があるなど。当然、我々は注文して契約したら、黙っていても、もう契約どおり、図面どおり、ガスも入る、配管

も全部済む、それがたまたま土木業者やから、それ知らん、そういうのとまた違う、注文したら煩雑な時期だったと、これは理屈にならんですな。

それで、今の平岡議員の言われた、危機管理の面がたまたまなかったと、あつてはならないけども、それが関連してきたときだったらどう対処するのか、その辺が一番根本的な問題やと思うんでね、その辺、もうちょっとはっきり教えてください。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 危機管理の問題でございます。当然、ゲートがまだできていないという状況の中で、そういった事故が絶対発生しないということは、ないわけでございます。そうしたときには、他の方法、例えば、土のうを積むとか、要するに河川に流れないように措置をとるといったことが考えられます。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 松田議員。

○2番（松田恭男君） 期限、3月末と、期限切ってますね。それを履行できてないわけですよ、事情で。繁忙な材料が入るとか何とか、そこの工場の勝手に、それが履行されてないということは、契約にある面ではペナルティーあるんじゃないかなと。はい、わかりました、ほんなら間に合いませんか、ほんなら1カ月半に延びましたねと、それで繰り越しを手当して、そういうことをやるというのは、もともと根本的にちょっと考えが甘過ぎるの違うんかね。今後のためにも、一遍、もうこれは既にこういう報告書で出てるとおりですので、これについては言いませんけど、今後こういうやっぱり焼却場のどんなことが起こる、どんなことがあって契約する場合があるかもわからんけども、そのときのために、今後、どうきちとした危機管理と、そういう期間の不履行についての業者に対するペナルティーなりを科していくという考えだけ、ちょっと聞かせといてもらわんと、どうも、また次、おくれたらええんかと。繰り越しでしたからええんかなということになってくると、非常に怖い。その辺だけ。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 今回の契約では、金額の部分と工期の部分に変更になったということで、当然、業者さんとの、業者さんの方からゲートの製作が間に合わないというふうな理由でもって我が方と協議した結果、じゃあ、工期を少し延ばしましょうというふうな契約になったわけでございます。

通常、土木工事もそうなんですけども、契約の変更というのはまああることでございます。いろんな理由で工期が変更になったり、あるいは金額が変更になったりということはあるわけでございます。今後も、我が方がほこれからそういった土木工事というのは、あんまり想定されないわけですけども、もしそういうことがありましたとしても、変更契約が絶対ないかといいますと、それはあるかもしれないというふうには思うわけですけども、その間に、もしこの危機管理に影響が出てくるような

ことでありますれば、当然これはその間の対応する処置を考えて対応していかなければならないというふうには考えております。

○議長（岩田秀雄君） 前田議員。

○4番（前田 貢君） 現場は今これ、完了しとんですか。もし完了してなかったら、1回見たいんですよ。もう見たらわかる、この敷地内やからね。どの部分でこんな状態になつとるのかね。現場の視察にしたいんですけど、今どないなつとんです、現況は。

○議長（岩田秀雄君） 井上次長。

○事務局次長兼施設管理課長（井上 功君） 先ほど申しましたように、この工事は完了しております。

○議長（岩田秀雄君） 前田議員。

○4番（前田 貢君） そしたら、事務手続が残ってるから、これを出しただけの話ですね。

だからね、もう既に、そしたらこれいつ、現場の検査が終わったんですか。これ完了して、事務手続で31日に間に合わなんだから、これ支払わへんかったんでしょう。そこから以降、何日かかったんですか、完了までに。それちょっと、先に教えていただけませんか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 先ほどご質問があったと思うんですけども、完了の方は5月25日に完了しまして、5月29日に完了検査を行っております。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 危機管理というところで、不適合事象という部分で、後ほど説明があるということなんですが、これ調整池に雨水がかなりの量、汚水が流れ込んでいます。それを河川等に流れることを防ぐためのゲートということでおっしゃったんですが、このゲートが完成して、破損、あるいは腐食によってゲートが使えなくなるような事態がこの先起こった場合はどういうふうな措置がとられるのかお聞きしたいです。

○議長（岩田秀雄君） 井上次長。

○事務局次長兼施設管理課長（井上 功君） 当然、機械物ですから、管理というか、メンテナンスというか、そういうものは必要で、もしその時点で使えないということでは、当然修繕もせなあきませんし、メンテナンスの期間中に、実際、一定使えなかったということになると、先ほど局長が申しましたように、実際、人間が下においていって何らかの詰め物をする、ということになるかと思えます。

○議長（岩田秀雄君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 何らかの詰め物って、それで間に合う、そういったきちんとした対応マニュアルみたいなものはあるんですか。それと、炉の運転というのがとまるのかとまらないのか教えてい

ただきたいです。

○議長（岩田秀雄君） 井上次長。

○事務局次長兼施設管理課長（井上 功君） 何と申しますか、ゲートですと上から簡単にハンドル回すだけで閉まりますけども、そういう下においていて手作業になりますと、それなりのおりていく時間はかかるということございまして、その炉がとまるかとまらないかということなんですけども、多分そういう重大な事故に相当すると思いますので、ちょっとその場合、場合によって違うかと思いますが、そういう汚水の流出事故の、そこまで流れるような大規模なものでしたら、多分、先ほど言いました不適合事象マニュアルの区分1に当たるような事故になるかと思いますが、それは多分、想定ですけども、炉が停止するような事態になろうかと予想しております。それはケース・バイ・ケースで、ちょっとその場になってみないとわかりませんが、多分そうなるだろうということでございます。

○議長（岩田秀雄君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） ゲートがまだ完成してないのに本格稼働するということに対しては、かなり重大な責任が生じるわけでありまして、これは不適合事象、事後、起きたことに対して不適合事象に当たるということで、その対応マニュアルというのがつくられたと思うんですが、それ以前の話ですよ。装置や危機、あるいは危険というところを防ぐための装置がまだ完成してないのに、全体のシステムを動かすということに対しては、僕は物すごく問題がありますというところを申し上げておきます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 確認をさせていただきたいのが、一般競争入札に何社が申し込まれているのかという実態、それからこの契約企業が落札率が何%でとられてるのかというのがもう一つ。それからもう一つは、土木工事で一括で発注をなさっているそうですが、このスライドゲートというのはどの予算、どれくらいの予算なのかというのを聞かせていただきたいのと、それから話を聞けば聞くほど理解に苦しむ、やむを得ないとおっしゃったから、それぐらい大したことないのかなと。じゃあ、なぜこのスライドゲートが要るんやろうみたいなことになる。でも、今お話を聞くと、重大な事故に相当する区分1やと。今、私たちは聞くわけですよ。何で予算のときにこういった報告がないのか。もうおくれてるというのは丸々わかってた。このことは初めて聞くわけですよ。こういう重大なことがあったと、ここで。危機管理マニュアルの部分とはまた違うから認識していなかったとおっしゃる。もう聞くと怖いということになりますけれども、そのあたりの議会への説明等も含めてどう考えていらっしゃるのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） まず、入札でございますけれども、入札につきましては、1

2社が参加をしてございます。一応、これにつきましては、入札価格につきましては、最低制限価格の、発表しておりますので、最低制限価格の価格が数社、その額で応札をしております、それでくじ引きをいたしまして、この工事の施工業者に決定をしたというところでございます。

○議長（岩田秀雄君） 井上次長。

○事務局次長兼施設管理課長（井上 功君） スライドゲートの物品につきましては、経費を込みにしまして345万円ほどでございます。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） これは予算のときに報告をしてないということでございます。基本的には、これ5年間の継続費の中の一部の工事でございますので、いわゆる継続費の部分での説明というふうな形での、ですから細かい説明は継続費の中でございましたので、予算のときにはさせていただいてないというところでございます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 本当に聞けば聞くほど、どう考えていらっしゃるのかなというふうに思うんです。

済みません、1点確認は、最低制限価格に数社ということですよ。それで、その最低制限価格よりも、いわゆる増額になったのは、先ほどの足場工の工法の90万7,200円のみかどうかということ、ちょっと確認をさせてください。

それから、5年間の継続費だからということですけどもね、区分1に相当するような重大な事故が起こる可能性があるものも、継続費の内々のことだから説明をしなかったで、物事は通るんでしょうか。私はやっぱり、その考え方そのものがやっぱりおかしいんじゃないかというふうに思うんですけども、そのあたりを、今回のことを受けてどう考えていらっしゃるのかだけお聞かせください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 入札の関係でございますけれど、変更契約につきましては、その1件だけでございます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 危機管理の面で、いろいろご意見をいただいております。全くそのとおりでございまして、私の方もこの分は最優先にいつも取り組んでいくべき課題だと考えております。例えば、このゲートの問題につきましては、先ほど議員の皆様方からご指摘をいただいているとおりでございますけれども、メンテナンスあるいはこれから長い年月の間に建てかえとかいったこともありますけれども、そういったときには、もちろん、空白期間が生じないような形のメンテナンスであるとかいうことも含めて、きちっとやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 一つ、委員さんが言われているように、これ3月末に、要はしておかないと、汚流水事故があったときに、大変な事故やったなど、そのときはもちろん手で詰めると今説明あった感じやけども、要は、こういう事故を隠してた、隠ぺいしてたということでしょう。だから、そういう体質はやっぱり相変わらず残ってるなということが一つと、今から危機管理マニュアルの説明がありますけども、これ区分1でありますと、7ページ、あるいはこのマニュアルの方の18ページ、あるいは23ページに報告2、あるいは18ページでもそういった不適合事故が起きたときには報告2の様式で報告するというを言われてますわね。だから、今皆さんが言われているんで、もう終わったことやけども、こういった不適合の事故になるということで、区分1になるということであつたら、この様式2、あるいはそうした隠した、隠ぺいした、そういうことも含めて議会の方へちゃんと書面で報告せなあかんの違いますか。こんな隠しとった、隠ぺいしとったということやんか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 不適合事象の対応マニュアルにつきましては、そこに記載しておりますさまざまな事故の種類によりまして、区分を1から4まで分けて、それぞれ報告する先とか、報告する時期とかを定めております。今、区分1というお話、答弁の中で出しましたのは、このスライドゲートを使用しなければならない事態というのは、区分1に相当するぐらい、非常に大きな事故に該当する場合であろうというふうな説明をさせていただいたつもりでございます。したがって、大変おしかりを受けるかもしれませんが、このゲートがまだ設置されていない段階で稼働を始めたということで、そのことでもって、それがすなわち不適合事象、区分1というふうなことではないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） そんなんは事務局長としておかしいん違うの。これ区分1いうたら、管理者あるいはそこにおられる副管理者が全部やって、対応は事務局長がすると、組合議会や環境の保全委員会や、周辺地域の協議会や記者発表したり、ホームページに掲載したりとか、そういうようなことから、これは今からこういうマニュアルをつくってやるということじゃなしに、過去に起きたことでも、さかのぼって、そういう事象や事例があつたら、別にしてもいいわけですよ。だけど、今の説明で議会は納得というのはなかなか難しいんじゃないかと。だから、先ほど言ってるように、4月1日、まさにこれできてないやから、そういったことでされたらどうですか。管理者が今の話聞いてどう思いますか。さかのぼってるから、こんな様式書きませんわということやったらおかしい。それこそ危機管理ができてないん違うの、不適合事象として。それやったら、今からこんな審議せんでもええん違うか。説明なんか聞きたくないね、後で総会で。そのこと自身から危機管理ができてないということや。管理者答弁してください。

出したらどうですかいうて私は言うてるねん。そうしないと納得せんもん違いますかいうて。住民

も付近の人たちも、環境保全委員会も、我々も。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 何度も同じ答弁になって申しわけございませんけれども、このゲートの部分につきましては、区分1に相当するような汚水の流出等があったときには、ここでとめるというふうなことでございまして、もちろん、設置されていない状況の中で、一番最初にも申しましたけれども、流出しないように、ゲートにかわる措置ですね、それをやるということでもって、この2カ月間については対応することになったかというふうに考えております。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 事務局長に聞いているのん違うんや、管理者に聞いてんねんから、管理者で答弁してえな。あなたが危機管理はこういうことについてどう思うてるかとか聞いてるねん。不適合事故するのが管理者やと言うてわけやろ。それをこうして聞いておられて、いやいや、今の答弁でよろしいと言うんやったら、そんなもん管理者として失格やし、そんなん危機管理としてもなっていない違うん。だから、私ども、あるいは各議員が言うてるように、少なくともこういう事象やねんから、こういうルールにのっとってちゃんとした報告をされたらどうですかということをおっしゃるわけです。それをしないと申すてはるのやろ、さっきから。

○議長（岩田秀雄君） 管理者。

○管理者（大塩民生君） 先ほど来の議論でございますけれども、危機管理の適用という部分では、管理者といたしまして、少しと申すか、本当に稼働するに当たっての危機管理という面におきましては、今私のこの立場で言えることではございませんけれども、少し報告がおくれておったということは今認識したところでございますけども、今、議員のご指摘のとおり、もう少ししっかりとした経緯というものについては、そのゲートの果たす役割と、それからどういう対処をして、それでこなせたのか、それで危機管理に対する、対処した方法についてももう少し詳しく報告を後日にさせていただけたらというふうに思うところでございまして、今現時点におきましては、その対応をしてきたということでございますので、もう少ししっかりとした対応をしておったというふうに私は思っておりますので、議員ご指摘のとおり部分もいささか感じるところもございまして、その辺はもう少ししっかりとしたご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 対応してきたと言うけど、2カ月間ほったらかしてきたいうことやん。何も対応してない。対応してきたいう答弁なんか撤回してもらわないかな。そのまま放置しとったんやから。

今言うてるように、対応してきたいうて、対応してないん違いますかいうて、僕や皆さんは言うて

はんねんけどな、対応してきたということについては撤回してもらわなあかんの違うか。要は2カ月間放置してきたんでしょ。工事おくれを、ふうん、いうて、しゃあないないうこと言うてん違いますか。何を対応をしてきたんですか、対応なんかしてないん違うの。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 工期のおくれの理由につきましては、再三ご説明申し上げてるところでございますけれども、とにかくにも、ゲートが設置されるまでは、それが機能を果たさないというふうな面においては、安田議員おっしゃるような状況であったかもしれませんが、ただ、工期がおくれるということの理由の中では、組合といたしましては、いたし方ないというふうな判断をしておりました。もし、仮にその間にゲートが必要な事態でも生じましたら、これはどんなことをしてでも、流出をとめるという方法をやっていくというふうなことになっていたということでございます。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 事務局長に答弁求めているの違うやん。管理者が言うたから、対応してきた言うからね、皆さんやむを得ないということで理解してるわけや。それを管理者が対応してきた言うから、対応してきてないん違うかと。だから、その発言については撤回してと言うてるわけ。

○議長（岩田秀雄君） 管理者。

○管理者（大塩民生君） いろいろ意見といたしますか、何をということでございますけれども、先ほど来説明をさせていただいております。土のうを積むということで対処できるということでの危機管理というふうな部分の説明もさせていただいたところでございますけれども、ただ、私が再度説明をと言いましたのは、そういう危機管理の中でもう一度、皆さん方の意見からすると、その土のうでしっかり対応できたのかというふうな疑問があるように感じましたので、それでそういうことで対応ができるのかということについての説明をさせていただきたいというふうに申したところございまして、そういう対応をしていこうというふうなことでございます。それで、いざというときの対応ができるかという確認をというふうなことで申し上げたところでございます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 済みません、1点確認を。この工期がおくれるということも含めて、管理者や副管理者はいつこのような報告を聞かれたのか、ちょっと時系列の部分だけ教えてください。時系列でお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 管理者、副管理者には、今般議会を開催するに当たりましての議案書の調整の段階で報告をしております。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 宮坂議員。

○8番（宮坂満貴子君） 今回のこの工事のおくれということは、これほど大きな影響を及ぼすものだと私自身は考えついてもいませんでしたけれども、非常に大きなこれは問題だったと思います。事務局の方でも、危機管理というのは、大体事故、危機を予測するということから始まると思うんですけども、その予測がされていなかったと思います。ですから、本来ならば、こういう状態でありましたら、稼働をとめるというふうなことまで考えていただきたいと思うんです。初めて、4月に稼働し始めたところ、本格稼働が始まったばかりですので、その状態で炉をとめるということは、非常に大きな騒動を引き起こすことだったろうと思いますので、ある意味、ちょっとリスクを負いながらも継続してしまったというお気持ちもよくわかります。ですけども、今後に向けて、やはりこういうことがもし、予測し得ないことですよ、そのスライドゲートのおくれがこういうことにつながっていくということが私たち議員も今お話を聞いて、そういう危機があったんだということが初めてわかる程度のもので、もっともっとほかにもそういう状態が起きてくる可能性はあると思います。ですから、そのときにはちゅうちょなく炉をとめていただきたい。まずは、安全ということを第一に考えて行動していただきたいと思いますが、そういう要望ですので、ぜひお考えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 最後にちょっと質問したいんですけども、これは事務局が管理者に、4月1日のオープンまでにこういう事象を伝えてなかった。じゃあ、炉の稼働をする・しないという権限は私はどこにあるのかなという、素朴な疑問を持つわけなんですけど、そういった権限は事務局中心で考えられていくのかどうか、確認したいです。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） こういった大きな問題を管理者、副管理者に十分報告のないまま、4月1日本格稼働ということになったということでございます。日常の管理は当然、事務局の方で責任を持って運営をさせていただいております。したがって、その範囲の中での判断であったというふう考えております。

○議長（岩田秀雄君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） これ重大な問題ということをご認識されておる上での、そういう答弁は私はちょっとおかしいんじゃないのかなと。ここの最終的な対応をする第一の責任者というのは管理者、副管理者になろうかと思うんで、そういうところまで適宜、問題を上げていくということがなされていないということで、管理者も答弁に詰まるわけなんですよ。本来、一番の責任者というのは管理者にかかってくる話でありまして、大きな問題があったときに、これは事務局の判断でこうやってから、こんな大きな事故が起きたんです。市民あるいは住民、1市3町の住民に説明したときに、どうい

ふうにお感じになられるのか、そういったところをもう少し緊張感持ってやっていただかないと、不信という部分が一番適当な言葉かと思うんで、不信という部分がなかなか払拭するのは時間がかかる。4月1日にあれだけ華々しくオープンして、次の議会でこういった問題が発生するというのは、甚だ憤りというのを私自身感じておりますので、そういった連携ですよね、危機管理体制をつくっても、報告・連絡・相談というのができていないというのが明らかになったということなんで、ただ今、何もなかったかよかったと、それだけの話じゃないんでね、起きたときにどうするのかという、対応マニュアルまできちっとつくられてるところで、しっかりと取り組んでいただかないと、大きな事故につながりかねないというところ、指摘をさせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） ちょっと私も最後のあれですけど、先ほどから聞いて、1点お聞きしたいんですけど、これ4月1日に間に合わなかったときに、何でそのとき土のうを先に積んどいて、応急的にこうして土のうを積んどって、それで2カ月間、万が一そういう場合、おくれたり、あるいは管理者への報告義務がおくれたり、あるいは議会への報告義務がおくれたり、それは仕方ないとしても、何でそれ、4月1日に間に合わないということになったときに土のうを積まなかったのかな。それを聞かせてほしいのと、それで積まなかったということ自身がこういった施設運営をするという、皆さん自身がこれ不適合の人たちじゃないんか。これ事務局長は、そら4月からされはったから、あれやけど、残ってる人たちがおりましたやろ。だから、私は少なくとも、この補正が上がったときに、何でこうして土のうを積みへんかったんやという思いがずっとあったんやけど、何で土のうを積まなかったんですか。何かこうして事故があったときに、行ったらすぐ積めるわということで、こうして放置してたんですか、そこら辺はどうなんですか。何で土のうを積まなかったのか。3月31日に。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 端的に申し上げますと、そこまでの危機管理の意識が薄かったというふう
に今反省しております。

○議長（岩田秀雄君） 梶田議員。

○3番（梶田忠勝君） ちょっと1点だけ聞かせてください。

調整池と炉をとめないかん、その辺の関係をもう1回ちょっと詳しく、なぜ炉をとめないかんのか、調整池ができてなかったらね。そういう話やっと思うんですけど、そこをちょっと聞かせていただけませんか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 一番最初に、このスライドゲートの役割ということをご説明させていただきましたときには、施設で重大な事故が発生しまして、汚水が流れ出るというふうなときには、その
のところ川に流れないようにせきとめるというのが役割でございまして、ご指摘の部分はそういう

非常に大きな事故が起きたときのための、対策がとれてない状態で稼働するのはどうかというふうなご指摘だったと認識しております。ですから、炉をとめるとスライドゲートの関係は、そういったことだというふうに思います。スライドゲートがあるか、ない状態で稼働を続けているというのは、万が一の事故が起きたときに対応が難しいんじゃないかと、こういったご指摘だろうというふうに考えております。

○議長（岩田秀雄君） 梶田議員。

○3番（梶田忠勝君） ちょっと、はっきりわからんのやけどね。要はね、調整池で、先ほどから言われてるように、何かあったときにはもう土のうを積んででも対策を打つんやというふうに言うておられるわけですね。そしたら、何も炉をとめる必要はないん違うの。要は、調整池の扉と、それから炉の関係を教えてほしい。なぜ炉をとめないかんのか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 我々としては、この2カ月の間は、もし万が一の場合はそういうふうな対応をしていくことになるだろうというふうには思っていたということでございます。

○議長（岩田秀雄君） 皆様にお諮りいたしますが、先ほどからの答弁、一応この件については、後日経過を書面でというお話もございましたが、どういたしましょう、そういう形で要望いたしました方がよろしいんですか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） ぜひ出していただきたい部分と、管理者にはそれこそ議案のときの説明やということも含めてね、最初の一般競争入札のときから、時系列で、それこそ事務局の側がいつ業者から何月何日に工期がおくれますよといったことも含めて、ちょっときちんと報告を入れていただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局の方は、その件はいかがですか。

事務局長。

○事務局長（水越保治君） この場でのご決定がございましたら、そのような対応をさせていただきたいと思います。

○議長（岩田秀雄君） 久保議員。

○9番（久保義孝君） 教えてほしいというか、水と焼却炉との関係やねんけどね、水を使うというのは、基本的には炉を冷却するための水が一番多いんでしょう、使う水の量というのは、その水にどれだけの危険度があるのかね、それがどういうふう流れ出た、どこの水が流れ出たときに一番危険度があるのかね、その辺のこと、我々知ってますか、議員の皆さん方も。基本的にはそこでわかっているのかって、技術屋さんだけでしょ、と思うねん。そやから、どれぐらいの水を使うし、焼却炉を冷やすための、循環させて水使うてるわけでしょう。機械にかけて水流してるわけでしょう。恐らくそ

の中の一部分、その水の中に薬品を使って、それが流れ出たときの処置をどうするかということでしょう。だから、その建物の中でとめられる可能性というのは全然ないんですか、いざというときには。

○議長（岩田秀雄君） 井上次長。

○事務局次長兼施設管理課長（井上 功君） 排水の種類で一番汚いというか、汚染されてる水は湿式洗浄装置から出る排水でございまして、これは凝集沈殿あるいは砂ろ過、活性炭吸着、キレート吸着等の高度処理をされまして、公共下水道の方へ流しております。もし、万が一原水が漏れたとしましても、構造的には処理施設の地下に原水槽がございまして、よほどのことがない限り、その水は漏れません。だから、このゲートの必要性につきましても、そういうことも踏まえて、ほんまに要るのかどうかということも事務局内で若干議論があったところでございまして。やはり、住民の安心・安全のためにはつけとった方がいいという結論になって、この工事を施工したものでございまして、その必要性については、費用対効果も含めまして、想定される事故というのは非常に少ない場合に対しての措置ですので、そういう議論もあったところでございまして。

○議長（岩田秀雄君） 久保議員。

○9番（久保義孝君） 私もそういうふうに機械を認識しとったんですよ。だから、そこら辺のところをもっとはっきりと答えられたらいいんじゃないかなと私自身思うんです。だから、本当にどこかで、そこへ流れ込むまでにとめられるんやという処置をできるんだということをはっきり言われて、そしてたら我々も安心して、わざわざそのために、ゲートがついてるというだけでも二重の安心を我々感じるわけでしょう。そのために、お金かけてつくりはったわけでしょう。だから、そこらをもうちょっと丁寧に説明されたら納得していただける部分も私はあるんだというふうには思ってますので、このことに関しまして、私は2カ月おくれたことが危機管理という面では、いささかの疑問は感じますが、基本的にその水が流れだすという点については、それほど不安を感じてない一人なんです。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 同僚議員が言うてることに僕は逆らうわけじゃないけど、もともとこれ、ゲートは二重安全のためやから、安全や危機管理いうたら、すべて二重ロックしないといけないということやからね、そら湿式洗浄は公共下水道に流すいうて、そんなん当たり前の話で、一番危ないところはそういうふうにしなればいけないというところは、我々もこういう装置をつくる時から聞いてるんやけど、だけど万が一原水が漏れたらという話で、皆さん一番最初に久保議員がおっしゃったように、そういう話をちゃんとして、それでも万が一のときがあったらということやから、そういう認識を十分にやってはるのやったら、土のうを積んでも動かさないかんの違うのということですよ。

おまけに、区分1と言うてはるんでしょ。だから、万が一、事故があったときは、どういう事故が起きるかもわからへん、非常に率が少ないかもわからへんけど、今久保議員がおっしゃってるような認識と、ずっとさっきから説明されてる内容と、あるいは我々がこうしてお聞きしてる内容と、非

常にギャップがありますわね。二重ロックしたとき、原水が漏れたときにはやっぱりそういった装置が必要やといったことをちゃんと説明して、それで、こういう土のうを積んだり、排水ゲートの遮断が必要やということをやっぱり言わないと、結局、そやから皆さんはわかっていることはあんまり言わない、危ないところはあんまり言わない、結局何も言わない、わからへん。そういうことがね、こういった装置が今からいろんなことを動かすということなので、久保議員がおっしゃっているようなことも含めて、あるいはほかの議員さんもおっしゃっていることも含めて、ちょっとしていただきたい。私は区分1として、しっかりこの問題は重大認識として、ちょっとやっていただきたいということでお願いします。

議長おっしゃるように、資料や、こういう書面でこの経過とか、今おっしゃっているような安全性の問題とか含めて、ちゃんと出していただきたいと思います。

○議長（岩田秀雄君） 秋元議員。

○15番（秋元美智子君） 私自身も途中からおくれたことを云々というのは、自分の質問の中で納得したんですが、その後の危機管理のところ非常に不安を覚えました。今の最後の説明の中で、事故が起きる可能性はとても低いけども、安心・安全に備えてつけたと。だったらやっぱり、今議員の中からおっしゃっている、そこまでの意識があったんなら、やっぱり土のうか何か積んで、きちっとやっぱり対処すべきことじゃないかなというふうに思いながら、もう一つ私気になりましたのは、この12月から3月にかけて、環境保全委員会の方が安全に対して本当に大丈夫かと、その知識はちゃんと積んでいけるのか、大丈夫かということ随分念を押して、また心配で来てましたし、私の方も意見いただきました。結局、事務局の方は大丈夫ですと言って、それはもうきちんと自分たちも知識、経験も、そういったものも積んでるから大丈夫だというふうなお返事ういただきながら、この3月末で顔ぶれががらっと変わられた。事務局長の方にされても、仕事を引き継いだばかりというふうな、ほとんどこの顔ぶれの中で、私は本当に危機管理的な、知識的なものは継続していくかどうか非常に不安だった中での今回のことです。

今のこのゲートの話にしても、さっきの職員たちがやっぱり本当に安全を考えて必要だろうと言いながら、やっぱりその役目が何かわからない、土のうで対応するという、そういった対応をせぬまま、今回来て、いずれ今度はあのゲートが何のためのゲートかわからないような話になりかねない。そういったことを非常に私は危機感を覚えますので、やはりこれは、管理者、副管理者にお願いすることですけども、やはりそういった人事面ではがらっと入れかえるようなことは、今後やっぱり考えていただきたい。それは、私の心からの要望として終わらせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） それでは、先ほどからお話のありましたように、一応今回の経過について、後日書面で提出、事務局の方、よろしいですか、それで。

では、本件につきましては、これで質疑を終えたいと思います。

以上でこの件の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第5、報告第2号、平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算の事故繰り越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、報告第2号、平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算の事故繰り越し繰越計算書の報告につきまして説明をいたします。

これは、地方自治法第220条の規定による平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算の事故繰越額を定めましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条の第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、報2-2の計算のとおり、第3款衛生費、第1項清掃費の環境影響評価事後調査等業務委託におきまして、20年度業務が年度内に完了しなかったため、その全額であります4,529万9,100円を翌年度に繰り越しをいたしました。

以上で報告を終わります。何とぞよろしく願いをいたします。

○議長（岩田秀雄君） 報告は終わりました。これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 1点だけ。ここの説明のところにも業務が完了しなかったということが書かれていますが、なぜ完了しなかったのかということをととても詳しくお伝えください。

○議長（岩田秀雄君） 井上次長。

○事務局次長兼施設管理課長（井上 功君） この調査業務自体は3月いっぱい終わっていたわけですが、当初から3月に環境保全委員会を開催するというので、事務局もそれに向かって調整を進めていたわけですが、学識経験者、委員長と副委員長は必ず出席という格好で調整に進みましたが、3月下旬に当たっては、その日程調整がどうしてもとれなかったということで、3月いっぱいの中で環境保全委員会が開催できなかった。それに伴って、業務の中の環境保全委員会向けの資料作成等の業務が完了しなかったので繰り越しに至ったということでございます。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ほかにないようですので、質疑を終結し、報告を終わります。

日程第6 議案第11号

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第6、議案第11号、平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第2回）についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。

管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、議案第11号、平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算につきまして説明をいたします。

今回の補正は、2回目で、本年2月に組合側勝訴の判決が確定しました。事業用地の価格を主な争点とする公金違法支出返還請求及び損害賠償手続履行請求等の訴訟の勝訴にかかわる弁護士報酬金を計上するもので、第1条におきまして、歳入歳出で予算額を315万円増額し、歳入歳出予算額の総額を19億9,300万5,000円としようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長の方より説明をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、引き続きまして説明をさせていただきます。

議11-2をお開き願います。

管理者から説明いたしましたとおり、平成16年9月及び11月に起こされた事業用地の価格を主な争点とする公金違法支出返還請求及び損害賠償手続履行請求等の訴訟において、本年2月、最高裁判所が上告棄却ないしは上告を受理しない旨の組合勝訴の判決がありました。

当該訴訟については、組合が提訴された訴訟のうち、もっとも困難なものであり、神戸地方裁判所の段階で口頭弁論5回、また事業地の調査が2回、弁論準備手続13回の審理が行われ、提訴以来3年3カ月を経た平成19年12月に組合勝訴判決が下されました。その後、平成20年9月の大阪高等裁判所の判決を経て、今回最高裁判所で判決が確定をいたしましたので、2名の弁護士に勝訴に係る報酬金を支払うため、計上しようとするものでございます。

歳入において、この財源といたしまして、第4款繰越金、第1項繰越金で315万円を増額しようとし、歳出につきましては、議11-5の事項別明細書で詳細に記載しておりますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第13節委託料で弁護士委託料として同額の315万円を増額しようとするものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩田秀雄君) それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩田秀雄君) 討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩田秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第7 同意案件第1号

○議長(岩田秀雄君) 次に、日程第7、同意案件第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、今中議員、退席を願います。

(今中議員 退室)

○議長(岩田秀雄君) これより上程議案に対する当局の説明を求めます。

管理者。

○管理者(大塩民生君) ただいま上程をされました同意案件第1号、監査委員の選任について説明をいたします。

本組合の監査委員は、2名ですが、そのうち、議員から選出されておりました今中喜明氏の任期満了に伴い、新たに選任する必要がありますので、このたび議会から推薦のありました今中喜明氏を適任と考え、同氏を選任いたしたく提案した次第でございます。何とぞよろしくご同意賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長(岩田秀雄君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩田秀雄君) それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩田秀雄君) それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。同意案件第1号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩田秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案件第1号は原案のとおり同意されました。

今中議員の入室をお願いします。

(今中議員 入室)

○議長(岩田秀雄君) 以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

~~~~~

○議長(岩田秀雄君) 終わりに際しまして、管理者からごあいさつをお願いいたします。

管理者。

○管理者(大塩民生君) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会におきまして、報告、補正予算、監査委員の選任同意をご審議を賜り、原案どおりご決議、ご同意をいただきまして、本日閉会の運びとなりましたことは、組合運営のため、まことに同慶にたえないところでございます。

終わりに臨みまして、議員の皆様におかれましては、健康にご留意をいただきまして、組合のさらなる発展のため、ますますご活躍をされますことをご祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(岩田秀雄君) 第3回組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本臨時会は補正予算、監査委員の同意など、重要な案件を審議いたしました。議員各位のご精励によりまして、ただいま閉会を宣告することができますことはまことに喜ばしい限りでございます。

議員各位のご精励と、理事者各位のご協力に深く敬意を表するものであります。議員各位におかれましては、この上とも十分にご自愛くださいますようお願いいたします。閉会のあいさつとさせていただきます。

~~~~~

○議長(岩田秀雄君) これをもちまして平成21年第3回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時27分

+

+

+

+

+

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年6月4日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

議 長 岩 田 秀 雄

第 1 日

西 谷 八 郎 治

会議録署名議員

同 福 田 長 治

+